

# 令和8年度川崎市職員（医師）採用選考案内

## 申込受付期間

受付中（ただし、採用予定人員に達し次第、受付を終了いたします。）

### 1 選考区分及び採用予定人員

- (1) 選考区分 医師
- (2) 採用予定人員 若干名

### 2 公衆衛生医師が携わる業務

感染症、生活習慣病やがんの予防、母子保健、精神保健、難病、食品や環境などの生活衛生、医事・薬事、地域包括ケア、健康危機管理、地域の住民全体の医療や健康レベルの維持向上のための仕組み・ルール・システムづくりなど

### 3 職務概要

川崎市では、全市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、それに対応した地域の保健医療福祉の向上を図る活動を進めています。

配属先及び職務概要については、次のとおりです。

配属先	職務概要	
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市各種保健事業の統括</li> <li>・各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）医師業務の統括</li> <li>・予防接種事業及び感染症等対策事業、難病対策事業等の統括</li> <li>・医療安全（立入検査）・医療に関する相談対応</li> <li>・健康危機管理対応 ・災害保健医療</li> <li>・健康づくり・介護予防・がん検診事業</li> <li>・調査研究</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	
各区 地域みまもり 支援センター （福祉事務所・保健所支所）	健康づくり事業	各種健康教育、個別相談・指導、企画など
	予防接種事業等	相談対応など
	感染症等対策事業	感染症対策（結核、エイズ含む）・食中毒等の対応、検査・指導、相談、医療機関、関係機関との連絡調整など
	母子保健事業	相談業務・健診など
	その他	高齢者支援事業・障害者支援事業への助言・サポート、地域での健康問題への対応、医療機関立入検査、健康危機管理対応、災害保健医療、調査研究など

#### 4 求められる資質

医師としての専門性	<p>地域の保健医療福祉向上のために、幅広い知識に基づいて、医学的評価・判断・政策立案を行います。</p> <p>特に、感染症、医療安全、保健医療政策の分野における知見が求められます。</p> <p>仕事に必要な知識・技術については、入庁後に研修で学ぶことができ、臨床医からの転職でも問題なく働くことができます。</p>
行政職員としての自覚と責任	<p>公衆衛生行政を支えているという行政職員としての責任感を持ち、地域の健康課題の発見と解決に向けて取り組んでいく熱意が必要です。</p> <p>また、新興感染症流行時や自然災害発生時には組織の中心として、判断・マネジメントしていくことが求められます。</p>
コミュニケーション能力	<p>事業を実施するためには、組織の一員として、保健師・栄養士・薬剤師・事務職などと力を合わせて仕事を進める必要があります。</p> <p>また、医師会などの関係機関の協力が得られるよう、分かりやすく説明し、調整する能力も求められます。</p>

#### 5 受験資格

次の要件を全て満たす人

- (1) 昭和37年4月2日以降に生まれた人（定年が65歳のため）
- (2) 令和8年4月1日現在で医師免許を有する人  
(ただし、平成16年4月以降に医師免許を取得した人については、医師法第16条の2に規定する臨床研修を修了していること。)
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人（民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる人を含む。）は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第 16 条


次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考科目、日時及び場所

選考科目	日時及び会場
面接考査	電話又はメールにて連絡の上、受験票でお知らせします。

7 申込手続（郵送・持参による受付は行いません。）

申込方法	本市ホームページから Web フォームにアクセスし、必要事項を全て入力し、申込を行ってください。 【URL】 <a href="https://logofom.jp/form/FUQz/1611746">https://logofom.jp/form/FUQz/1611746</a> 【二次元コード】 
提出書類	医師免許証 ※ 申込みの Web フォームにデータを添付してください。
受付期間	現在受付中 ※ 採用予定人員に達し次第、受付を終了いたします。
受験票の交付	受験票は、提出された履歴書により受験資格を審査した後、本人宛てにメールで交付します。

※随時、現場見学・個別説明を実施しております。本市で働く行政医師が御案内し、御質問にもお答えしますので、一度見学いただくことをお勧めいたします。

## 8 採用

- (1) 採用時期は御相談に応じます。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。

## 9 給与、休暇等〔令和8年4月1日現在〕

### (1) 給与

- ・初任給は、医師免許取得日により、一定の基準に基づいて決定されます。  
(例1) 医歴20年、課長級での採用の場合 年収1,350万円程度  
(例2) 医歴10年、係長級での採用の場合 年収1,090万円程度
- ・通勤手当1か月あたり最高150,000円、扶養手当、住居手当、時間外手当等が該当者に支給されます。
- ・昇給は原則年1回

### (2) 勤務時間

- ・平日8時30分～17時15分 土日、祝日、年末年始休日除く
- ・所属長の許可により次の時間帯による勤務が可能です。  
7時30分～16時15分  
8時00分～16時45分  
9時00分～17時45分  
9時30分～18時15分  
10時00分～18時45分

### (3) 休暇制度

- ・年次休暇20日（年間最大40日）
- ・特別休暇（夏季休暇、公民権行使、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇など）あり

### (4) 営利企業従事等の制限の特例について

- ・地方公務員法により、営利企業への従事等が制限されていますが、臨床時に取得した専門医の資格維持または臨床の技術維持のため、行政医師としての職務遂行に支障がなく、許可の基準に該当する場合などには、他病院での診療行為等が認められる場合があります。
- ・また、必要に応じて学会等への参加や、社会医学系専門医の研修等の受講が認められる場合がありますので、御相談ください。

### (5) 福利厚生

- ・共済組合の各種給付、年金制度等があります。

※ただし、上記の内容は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。また、採用時期により休暇等付与数・年収は変動することがあります。

## 10 問い合わせ先

### (1) 職務概要について

健康福祉局保健医療政策部保健医療政策課

電話：044-200-2427（直通）

メール：40iryose@city.kawasaki.jp

### (2) その他について

総務企画局人事部人事課

電話：044-200-2129（直通）

メール：17zinzi@city.kawasaki.jp